



浦添市介護保険給付の制限等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 10 月 13 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市訓令甲第 24 号

浦添市介護保険給付の制限等に関する規程の一部を改正する訓令

浦添市介護保険給付の制限等に関する規程（平成14年訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（様式第1号）」、「（様式第2号）」及び「（様式第3号）」を削り、同条第2項中「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）決定通知書（様式第4号）」を「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書」に改め、同条第5項中「（様式第5号）」を削る。

第6条第1項中「（様式第6号）」を削り、同条第3項ただし書中「（様式第7号）」を削る。

第8条第1項中「（様式第8号）」を「（2号被保険者用）」に、「弁明書（様式第9号）」を「介護保険給付制限処分弁明書」に改め、「（様式第3号）」を削り、同条第2項中「第9条」を「次条」に、「（様式第10号）」を「（2号被保険者用）」に改め、同条第4項中「（様式第11号）」を削る。

第10条第1項中「介護保険給付額減額等決定通知書（様式第12号）」を「介護保険給付額減額通知書」に改め、同条第3項中「（様式第13号）」を削る。

第12条中「給付制限等」を「この訓令の施行」に改め、「事項」の次に「及び使用する様式」を加える。

様式第1号から様式第13号までを削る。

附 則

この訓令は、令和8年10月13日から施行する。

浦添市介護保険給付の制限等に関する規程（平成14年訓令甲第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市介護保険給付の制限等に関する規程 平成14年 3 月29日 訓令甲第23号 注 平成27年12月から改正経過を注記した。 （保険料滞納者に係る支払方法変更） 第4条 市長は、第66条要介護被保険者等に対し、法第66条第1項又は第2項に規定する支払方法の変更の記載をしようとするときは、あらかじめ、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書（様式第1号）に弁明書（様式第2号）及び代理人選任届（様式第3号）を添付して、当該第66条要介護被保険者等に通知し、弁明の機会を付与するものとする。 2 市長は、前項の規定による通知を行った場合において、通知の日から起算して14日以内に弁明書の提出がないとき、又は弁明の内容について次条に定める適用除外となる事由に該当しないと認めるときは、支払方法変更を決定し、<u>介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）決定通知書（様式第4号）</u>により、当該第66条要介護被保険者等に通知するものとする。 3・4 〔略〕 5 第3項の記載を受けた第66条要介護被保険者等は、法第66条第3項の規定による支払方法変更の記載の消除を受けようとするときは、省令第102条の規定により介護保険給付の支払方法変更記載の消	浦添市介護保険給付の制限等に関する規程 平成14年 3 月29日 訓令甲第23号 注 平成27年12月から改正経過を注記した。 （保険料滞納者に係る支払方法変更） 第4条 市長は、第66条要介護被保険者等に対し、法第66条第1項又は第2項に規定する支払方法の変更の記載をしようとするときは、あらかじめ、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書_____に弁明書_____及び代理人選任届_____を添付して、当該第66条要介護被保険者等に通知し、弁明の機会を付与するものとする。 2 市長は、前項の規定による通知を行った場合において、通知の日から起算して14日以内に弁明書の提出がないとき、又は弁明の内容について次条に定める適用除外となる事由に該当しないと認めるときは、支払方法変更を決定し、<u>介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書_____</u>により、当該第66条要介護被保険者等に通知するものとする。 3・4 〔略〕 5 第3項の記載を受けた第66条要介護被保険者等は、法第66条第3項の規定による支払方法変更の記載の消除を受けようとするときは、省令第102条の規定により介護保険給付の支払方法変更記載の消

除申請書（様式第5号）に被保険者証及び次の各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第1号又は第2号に該当することが、市の保有する台帳等で確認できるときは、この限りでない。

(1)～(3) 〔略〕

6～8 〔略〕

（保険給付の支払の一時差止め）

第6条 市長は、第67条要介護被保険者等に対し、法第67条第1項又は第2項に規定する支払一時差止めを行うときは、介護保険給付の支払一時差止通知書（様式第6号）により、当該第67条要介護被保険者等に通知するものとする。

2 〔略〕

3 市長は、第1項に規定する支払一時差止めを行った後、なお、1月を経過しても当該支払一時差止めを受けた第67条被保険者等の滞納が解決されないときは、法第67条第3項の規定により、前項の支払一時差止めに係る保険給付の額から滞納している保険料額を控除することができる。ただし、控除を行うときは、介護保険滞納保険料控除通知書（様式第7号）により、当該第67条要介護被保険者等に通知するものとする。

4 〔略〕

（医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止め）

第8条 市長は、第68条要介護被保険者等に対し、法第68条第1項に

除申請書_____に被保険者証及び次の各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第1号又は第2号に該当することが、市の保有する台帳等で確認できるときは、この限りでない。

(1)～(3) 〔略〕

6～8 〔略〕

（保険給付の支払の一時差止め）

第6条 市長は、第67条要介護被保険者等に対し、法第67条第1項又は第2項に規定する支払一時差止めを行うときは、介護保険給付の支払一時差止通知書_____により、当該第67条要介護被保険者等に通知するものとする。

2 〔略〕

3 市長は、第1項に規定する支払一時差止めを行った後、なお、1月を経過しても当該支払一時差止めを受けた第67条被保険者等の滞納が解決されないときは、法第67条第3項の規定により、前項の支払一時差止めに係る保険給付の額から滞納している保険料額を控除することができる。ただし、控除を行うときは、介護保険滞納保険料控除通知書_____により、当該第67条要介護被保険者等に通知するものとする。

4 〔略〕

（医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止め）

第8条 市長は、第68条要介護被保険者等に対し、法第68条第1項に

規定する保険給付差止の記載をするときは、あらかじめ、介護保険給付の支払一時差止等予告通知書（様式第8号）に弁明書（様式第9号）及び代理人選任届（様式第3号）を添付して、当該第68条要介護被保険者等に通知し、弁明の機会を付与するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行った場合において、指定された日までに未納医療保険料等が納付されず、当該通知の日から起算して14日以内に弁明書の提出がないとき、又は弁明の内容について第9条に定める適用除外となる事由に該当しないと認めるときは、保険給付の支払方法変更及び保険給付差止めを決定し、介護保険給付の支払一時差止等処分通知書（様式第10号）により、当該第68条要介護被保険者等に通知し、被保険者証に保険給付差止の記載をすることができるものとする。

3 〔略〕

4 第2項の記載を受けた第68条要介護被保険者等は、法第68条第2項の規定による保険給付差止の記載の消除を受けようとするときは、省令第108条の規定により介護保険給付の支払一時差止等記載の消除申請書（様式第11号）に被保険者証及び次の各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて市長に提出するものとする。

(1)～(3) 〔略〕

5～7 〔略〕

（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

第10条 市長は、第69条要介護被保険者等に対し、第69条第1項に規

規定する保険給付差止の記載をするときは、あらかじめ、介護保険給付の支払一時差止等予告通知書（2号被保険者用）に介護保険給付制限処分弁明書及び代理人選任届を添付して、当該第68条要介護被保険者等に通知し、弁明の機会を付与するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行った場合において、指定された日までに未納医療保険料等が納付されず、当該通知の日から起算して14日以内に弁明書の提出がないとき、又は弁明の内容について次条に定める適用除外となる事由に該当しないと認めるときは、保険給付の支払方法変更及び保険給付差止めを決定し、介護保険給付の支払一時差止等処分通知書（2号被保険者用）により、当該第68条要介護被保険者等に通知し、被保険者証に保険給付差止の記載をすることができるものとする。

3 〔略〕

4 第2項の記載を受けた第68条要介護被保険者等は、法第68条第2項の規定による保険給付差止の記載の消除を受けようとするときは、省令第108条の規定により介護保険給付の支払一時差止等記載の消除申請書に被保険者証及び次の各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて市長に提出するものとする。

(1)～(3) 〔略〕

5～7 〔略〕

（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

第10条 市長は、第69条要介護被保険者等に対し、第69条第1項に規

定する給付額減額等の記載をするときは、介護保険給付額減額等決定通知書（様式第12号）により当該第69条要介護被保険者等に通知するものとする。

2 〔略〕

3 第1項の記載を受けた第69条要介護被保険者等は、法第69条第2項の規定による給付額減額等の記載の消除を受けようとするときは、介護保険給付額減額等の記載消除申請書（様式第13号）に被保険者証及び政令第35条各号に掲げる事由のいずれかに該当する旨の書類を添えて、市長に提出するものとする。

4・5 〔略〕

（雑則）

第12条 この訓令に定めるもののほか、給付制限等 に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

様式第1号（第4条関係）

〔略〕

様式第2号（第4条関係）

〔略〕

様式第3号（第4条、第8条関係）

〔略〕

様式第4号（第4条関係）

〔略〕

様式第5号（第4条関係）

定する給付額減額等の記載をするときは、介護保険給付額減額通知書 により当該第69条要介護被保険者等に通知するものとする。

2 〔略〕

3 第1項の記載を受けた第69条要介護被保険者等は、法第69条第2項の規定による給付額減額等の記載の消除を受けようとするときは、介護保険給付額減額等の記載消除申請書 に被保険者証及び政令第35条各号に掲げる事由のいずれかに該当する旨の書類を添えて、市長に提出するものとする。

4・5 〔略〕

（雑則）

第12条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項 及び使用する様式 は、市長が別に定める。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔略〕	
<u>様式第 6 号（第 6 条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第 7 号（第 6 条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第 8 号（第 8 条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第 9 号（第 8 条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第10号（第 8 条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第11号（第 8 条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第12号（第10条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第13号（第10条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	